

# 社会福祉法人等における社会福祉施設整備現地調査取扱要領

策 定：平成9年11月17日

最終改正：平成29年4月1日

## 第1 現地調査の根拠

- 1 社会福祉法第56条第1項及び第58条第2項
- 2 地方自治法第221条第2項
- 3 財務規則第286条において準用する第283条
- 4 補助金等交付規則第13条及び第20条

## 第2 現地調査の対象

社会福祉法人等が、社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱（平成18年3月2日付け17コ福第281号社会部長通知）、老人福祉施設等整備事業補助金交付要綱（平成19年3月20日付け18長福第517号社会部長通知）及び病床転換助成事業交付金交付要綱（平成21年2月16日付け20長福第471号社会部長通知）に基づき県の補助金を受けて整備する社会福祉施設

## 第3 調査内容

### 1 実施設計審査

現地調査を行う施設についてはあらかじめ実施設計段階において審査を行うものとする。

#### (1) 社会福祉施設整備担当課（以下「担当課」という。）取扱事務

- ア 基本計画をもとに設計がなされているか、事業費が適正であるか審査する。
- イ 事業主体に、工事費内訳明細書の一式、単価、歩掛り等の設計積算根拠の整備材料の規格等の明記をさせる。
- ウ 単価については類似施設との均衡を図るよう留意する。

#### (2) 建設事務所建築課又は整備・建築課（以下「建築課等」という。）取扱事務

- ア 構造計画が安全上十分な措置が講じられているか確認する。
- イ 共通仕様書及び特記仕様書が完備しているか、また、図面及び工事費内訳明細書により単位面積当たり工事費の妥当性等、当該設計内容で施設整備の目的に適合した整備が可能かどうか審査をする。

### 2 施工現場指導

#### (1) 担当課取扱事務

事業主体に、位置、設計略図、寸法を記入した工事写真、施工工事の保証書等を整備させる。

### 3 中間検査

#### (1) 担当課取扱事務

必要に応じ、契約事務等に関する現地調査を実施する。

(2) 建築課等取扱事務

必要に応じ、設計図書と現地の工事施工状況を対比して調査を実施する。

4 完了検査

(1) 担当課取扱事務

予算執行等会計に関する事務の検査を行う。

(2) 建築課等取扱事務

(実施設計書、) 出来高設計図書等（完成関係書類、工事写真及び試験成績書）に基づき、現場出来高とを対比して検査を行う。

第4 現地調査の実施方法等

- 1 健康福祉部健康福祉政策課は、年度当初に現地調査の年間予定について建設部建築住宅課と協議する。
- 2 担当課は現地調査日の2週間前までに建築課等に設計図書を提出して依頼する。
- 3 担当課が財務規則に定める検査職員の指定を行うので、建築課等は現地調査の10日前までに従事する職員を担当課あて報告する。
- 4 現地調査結果は別紙の確認書に記名押印して報告するものとする。
- 5 その他事務取扱いについては、担当課及び建築課等で協議して行う。